

令和6年度【第2回】

上尾市地域密着型サービス事業者公募要項

上尾市

高齢介護課

目次

1 公募について	2
(1) 公募の趣旨	2
(2) 募集内容	2
(3) 応募資格	2
(4) 施設整備及び事業運営に関する基本的条件	3
(5) 補助制度について	4
(6) 応募手続き	5
(7) 質問について	5
(8) 事業者の選定	5
(9) 事務局	6

1 公募について

(1) 公募の趣旨

上尾市では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービスの整備を進めています。

本公募では、上記介護保険事業計画及び現在の市内整備状況を踏まえ、令和7年度に開設を希望する運営事業者を募集します。

(2) 募集内容

①公募期間

募集期間	整備および開設の時期
令和6年11月1日（金） ～29日（金）	・令和7年度着工 ・令和7年度中の開設

②募集する地域密着型サービス

サービス種別 (募集数)	事業所数・定員	募集圏域※1
小規模多機能型居宅介護	事業所：1 定員※2：29	上尾西 平方
看護小規模多機能型居宅介護	事業所：1 定員※2：29	原市南 上尾南

※1 同業の事業所と隣接しないこと。整備予定地については、事前に市に相談のうえ、応募手続きを進めてください。整備場所によっては、募集圏域だとしてもお断りする場合があります。

※2 定員は登録定員の上限を示します。また、既存事業所の定員変更については、公募の対象外となります。変更の協議があった場合は、適否について検討します。

③整備類型

事業者型・オーナー型いずれの整備も可能とします。

(3) 応募資格

本事業に応募する運営事業者は、以下のすべての要件を満たすことが必要です。

なお、④から⑥については、オーナー型整備による場合、オーナーも要件を満たすことが必要です。

また、複数の法人による共同提案はできません。

- ①令和6年4月1日現在、介護保険サービス事業を1年以上継続して行っていること
- ②事業を実施するために、土地・建物の確保が見込めること。
- ③介護保険法第78条の2第4項の規定に該当しない法人であること。
- ④次に掲げる個人又は団体でないこと
 - ア 暴力団員等（上尾市暴力団排除条例（「以下「暴排条例」という。」第2条第2号に規定する暴力団員及び同3号に規定する暴力団関係者をいう。）
 - イ 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - ウ 原則として過去3期連続して営業活動に基づく黒字が出ていること。
ただし、特別損失等の一時的な事由による赤字の場合はこの限りではない。
なお、通常の営業活動（社会福祉事業又は介護保険事業に関するものは除く）に基づく赤字は一時的な事由によるものとは認められません。
また、過去3期のうち2期に営業活動に基づく赤字が出ている場合は認められない。
 - エ 債務超過でないこと。（社会福祉法人にあっては、現状及び整備計画による負債総額が資産総額の2分の1を超えないこと。）
 - オ 事業開設後3カ月分の運営資金が確保されていること。

（4） 施設整備及び事業運営に関する基本的条件

施設整備及び事業運営について、以下を条件とします。

①施設整備について

- ア 「上尾市水害ハザードマップ」における、浸水想定区域に施設を整備する場合は、開発指導課に事前に相談すること。
- イ 消防法等に基づき必要な設備（スプリンクラー設備、消防機関へ通報する火災報知設備、自動火災報知設備等）を設置していること。

②施設整備補助金を活用する場合について

以下の条件を満たすこと

- ア 原則として、根抵当権及び当該施設整備以外の抵当権が設定されていないこと。
- イ 土地・建物の使用賃借契約、転賃借契約及び共有による確保等を行わないこと。
- ウ 整備費補助金を活用する場合、補助協議等で認められた借入額を超える額の抵当権を設定しないこと。
- エ 他の施設と併設の場合は、基本的に独立した出入口が設置されていること。
また、オーナー自宅等の介護保険・社会福祉事業以外を併設する場合は、設備（玄関、エレベーター等）の共用は避けること。
- オ 災害時の避難経路として、高齢者が無理なく避難できるものとする。また、避難経路は原則2方向以上を確保すること。
- カ その他、埼玉県が定める審査基準や審査要項等に適合すること。

③事業運営について

- ア 施設開設にあたり、介護保険法に基づき上尾市から事業者指定を受けること。

- イ 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護については、介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護も併せて実施すること。
- ウ 利用者は、原則として上尾市民とすること。
- エ 施設の運営にあたっては近隣住民に対し十分な説明を行い、要望に対しては、誠実に対応すること。また、日常的に地域との交流を図るなど、地域に開かれた運営を行うこと。

④留意事項

本件の応募については、介護保険法、老人福祉法、都市計画法、消防法等の関係法令を遵守した計画であることが前提となります。その他、施設整備・事業運営にあたり必要な手続きについても、必ず事前に関係機関・部署へ確認の上、遅滞なく行ってください。

(5) 補助制度について

①施設整備費の補助

ア 補助型

補助類型	補助対象者	整備内容
事業者創設型	運営事業者	運営事業者が新たに建物を新設又は既存建築物を買取り、改修して整備
事業者改修型	運営事業者	土地所有者等が既存建築物を改修して整備
オーナー創設型	土地所有者等	土地所有者等が運営事業者に貸し付ける目的で、建物を新築又は既存建築物を買取り、改修して整備
オーナー改修型	建物所有者	土地所有者等が運営事業者に貸し付ける目的で、建物を新築又は既存建築物を買取り、改修して整備

②留意事項

ア 本件整備に係る補助金は、埼玉県補助事業を財源としています。公募で選定された後、市から埼玉県に対して補助協議書を提出します。補助を受けるには、埼玉県との協議の結果、埼玉県から補助対象事業として補助内示を受ける必要があります。公募で選定されたことをもって補助金の交付が確定するわけではありませんので、ご注意ください。

イ 補助金の交付を受けて取得した財産等については、財産処分の制限期間を経過するまでは事業の目的通りに使用していただくことが必要です。しかしながら、やむを得ない事情で事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄、取り壊し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ埼玉県の承諾が必要となりますので、必ず事前に市にご相談ください。

※財産処分の制限期間

減価償却資産の耐用年数等の関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）

(6) 応募手続き

応募事業者は、次により応募書類を提出してください。なお、オーナー型の整備による場合でも、

運営事業者の方がオーナー関係書類も取りまとめて提出してください。

①第一次エントリーについて

項目	詳細
期限	令和6年11月29日（金曜日）まで
方法	第一次エントリーシートに記載し、メールで提出ください。 (提出アドレス: koureikaigo-jigyuu@city.ageo.lg.jp)

②第二次エントリーについて

項目	詳細
対象	第一次エントリーをした事業者
期限	令和6年12月26日（木曜日）まで
方法	「提出書類一式」に記載し、原則メールで提出ください（メールで提出が難しい場合には、郵送での提出可です。正本1部と副本5部提出してください。書類はファイル（A4、縦型、左綴じ）で綴り、表紙及び背表紙に事業名及び法人名を記載してください。原則として、A4版の両面印刷とし、図面についてはA3版で作成の上、A4サイズに畳んで閉じてください）。 (提出アドレス: koureikaigo-jigyuu@city.ageo.lg.jp)

③注意事項

- ・応募書類の提出以降、事業者の都合による追加・変更は認められません。なお、市が必要と認める場合は、書類の修正等を求めることがあります。
- ・提出書類は、理由を問わず返却しません。
- ・提出書類は、「上尾市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となりますので、了承の上、提出してください。
- ・応募に関する一切の費用は、応募事業者が負担してください。

(7) 質問について

質疑者の資格

質疑者の資格は本公募に応募資格がある事業者とします。

※設計事務所やコンサルタント会社等からの質問には回答できませんので、必ず応募資格がある事業者が質問してください。

(8) 事業者の選定

事業者の選定は、応募資格と事業計画等での審査により評価いたします。

①審査基準

本要項の「(3) 応募資格」「(4) 施設整備及び事業運営に関する基本的条件」に関する事項のほか、主に次の点について審査を行います。

主な審査項目	主な審査内容
運営理念及び運営方針	参入理由、施設運営及びサービス提供、将来ビジョン等
運営実績	運営実績及び改善取組等
職員体制	職員配置、職員への配慮等
利用者へのサービス	利用者への配慮、支援体制、危機管理体制等
地域への関わり	地域への連携・協力、他施設等との連携・協力等
法人の安定性	財務状況等
整備圏域	整備場所等

②審査結果の通知

審査の結果については、書類提出後2カ月程度で送付予定です。

③事業予定者の公表

事業予定者として決定した事業者名及びその提案内容の概要については公表します。

(9) 事務局

上尾市役所 健康福祉部 高齢介護課 給付適正担当

電話 048-775-6473

メール koureikaigo-jigyuu@city.ageo.lg.jp